

横浜市内
指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
指定障害児入所施設
学齢後期障害児支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

横浜市指定障害児通所支援事業所等及び学齢後期障害児支援事業所におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金のご案内

日頃より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

このたび性被害防止対策やこどものプライバシー保護を目的とし、こどもの人権を守るための環境整備等に要する経費に対し、補助金を交付します。つきましては、次のとおり支給申請を受け付けますので内容をご確認のうえ、期日までに御申請ください。

なお、本通知は、こども家庭庁が定める本補助事業の対象施設・事業者（障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所）及び学齢後期障害児支援事業所を対象としています。

1 補助概要について

性被害防止対策やこどものプライバシー保護、こどもの人権を守るための環境整備等に要する経費に対し、補助金を交付します。

2 補助対象経費及び補助上限額

(1) 補助対象経費

パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ及び人感センサーライト等（以下「対象物品」という。）の新規及び再購入費、運搬費、設置費及び工事費

（リース料、改修費、修繕費は除く）

※改修費：現在の設備の性能・機能をより優れたものに向上させること

※修繕費：経年などにより劣化した機能・性能を、購入当初の水準までに回復させること

(2) 補助額

100,000円と補助対象経費を比較し、少ない方の金額に3/4を乗じた額とする

（1施設あたり75,000円を補助上限額とし、1,000円未満は切り捨てとする）

例① 補助対象経費が50,000円だった場合

100,000円>50,000円のため、 $50,000円 \times 3/4 = 補助額37,000円$

残りの13,000円は、事業者の負担となります。

例② 補助対象経費が150,000円だった場合

100,000円<150,000円のため、 $100,000円 \times 3/4 =$ 補助額75,000円

残りの75,000円は、事業者の負担となります。

3 補助対象期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月31日（木）まで

※補助対象期間内に、発注、納品、施工完了、支払が必要となります。令和8年3月31日以前に発注した対象物品については、補助対象となりませんので、ご注意ください。

※1事業所1申請とします。また、今年度申請した場合は、次年度は申請できません。

（なお、交付から10年経過すれば再度申請が可能です）

4 申請手続き・今後のスケジュール（予定）について

～令和9年1月12日（火）	令和9年1月中旬～3月下旬
事業所：補助申請兼実績報告書の提出	市：補助金額の確定 事業所：請求書の提出 市：補助金の交付

5 申請の際に必要な書類について

共通	① 交付申請書兼実績報告書（第1号様式） ② 購入した補助対象経費の仕様がわかる資料 ③ 対象物品が納品又は設置されたことが分かる書類（納品書、工事完了届等）の写し ④ 補助対象経費の領収書又は事業者に対し補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）の写し ⑤ 対象物品の設置又は使用予定場所がわかる概略図
防犯カメラを購入した場合	⑥ 交付要綱第6条各号に定める要件が順守されていることが分かる書類
入札・見積により購入した場合	⑦ 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し ⑧ 市内事業者であることを証する書類又はその写し ⑨ 入札又は見積りに係る理由書（第6号様式）

※請求書（第4号様式）は交付決定後、御提出いただきます

6 申請方法・期日

横浜市電子申請・届出システムより御申請下さい。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/60b58b45-ebc3-43bd-94b2-27cbff4c47d3/start>

申請締め切り【令和9年1月12日（火）】

【お問合せ】 ※問い合わせはメールでお願いします。

Eメール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp

※ メール件名は必ず “【質問】 こどもの人権を守るための環境整備に係る補助の申請について” としてください。

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電 話 ：045-671-4274

Eメール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp